

千葉県認定生食用食肉取扱者養成講習会の実施及び生食用食肉取扱者の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生食用食肉に起因する衛生上の危害を防止するとともに、市民の安全な食の選択に資するため、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部D各条の項生食用食肉の目に規定する生食用食肉を取り扱う者（以下「生食用食肉取扱者」という。）として市長が適切と認める者を養成するための認定生食用食肉取扱者養成講習会（以下「認定講習会」という。）の実施及び生食用食肉取扱者の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定講習会の実施等)

第2条 保健所長は、生食用食肉取扱者として適切と認める者を養成するため、認定講習会を実施するものとする。

2 認定講習会における講習内容及び時間は、次のとおりとする。

(1) 生食用食肉の規格基準 1時間

(2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項（病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定その他留意すべき事項） 1時間

(3) 食肉に関する衛生管理（腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策その他衛生管理に必要な事項） 1時間

3 開催期日、場所その他認定講習会の実施に必要な事項は、その都度、保健所長が定める。

4 受講の申込みは、認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書（様式第1号）を保健所長に提出して行うものとする。

5 保健所長は、認定講習会を受講した者に対し、認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証（様式第2号。以下「修了証」という。）を交付するものとする。

6 認定講習会を受講した者は、修了証を亡失し、若しくは毀損したとき、又は記載事項に変更があったときは、認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証再交付申請書（様式第3号）を保健所長に提出し、再交付を受けることができる。

(生食用食肉取扱者の届出等)

第3条 食品衛生法第55条第1項の規定により飲食店営業等の許可を受けた営業者であって、生食用食肉の加工又は調理を開始しようとする者（以下「生食用食肉取扱営業者」という。）は、生食用食肉取扱者設置届（様式第4号）を保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、生食用食肉取扱営業者から前項の届出書の提出があったときは、当該生食用食肉取扱営業者に対し生食用食肉取扱者設置証（様式第5号。以下「設置証」という。）を交付するものとする。

- 3 生食用食肉取扱業者は、交付された設置証を営業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 生食用食肉取扱業者は、設置証に記載した事項を変更したときは、生食用食肉取扱者設置証変更届（様式第6号）を提出するものとする。
- 5 保健所長は、生食用食肉取扱業者から前項の届出書の提出があったときは、当該生食用食肉取扱業者に対し設置証を再交付するものとする。
- 6 生食用食肉取扱業者は、生食用食肉取扱者を廃止したときは、生食用食肉取扱者廃止届（様式第7号）を保健所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。